

○水戸市議会政治倫理条例

平成20年9月30日

水戸市条例第39号

(目的)

第1条 この条例は、市議会議員（以下「議員」という。）が市政に関して市民の厳粛な信託を受けていることを認識し、市民全体の代表者として人格及び倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、議員の政治倫理の確立並びに市政に対する市民の理解及び信頼の確保を図り、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員及び市民の責務)

第2条 議員は、市民全体の代表者として自らの役割を深く自覚し、市民の信頼に値する倫理性及び高潔性の保持に徹して活動し、その使命の達成に努めなければならない。

2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任があることを自覚し、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(宣誓)

第3条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、議員の任期開始の日から30日以内に、宣誓書を議長に提出しなければならない。

(政治倫理基準)

第4条 議員は、次の各号に掲げる基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、その品位又は名誉を損なうおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の利益を指針として行動し、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 特定のものの利益を目的として、市が行う許可、認可等又は市若しくは市が資本金等の2分の1以上を出資し、若しくは出せんしている法人（以下「出資法人」という。）が行う売買、貸借、請負その他の契約（以下「市契約等」という。）に関し、その地位を利用して、不正に影響力を行使しないこと。
- (4) 市又は出資法人の職員の採用、昇格等の人事に関し、その地位を利用して、不正に影響力を行使しないこと。

2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

(市契約等に関する遵守事項)

第5条 議員、議員関係者（議員の配偶者、2親等以内の親族又は同居の親族をいう。以下同じ。）又は議員関係企業（議員が役員を務め、又は実質的に経営に携わる企業（出資法人を除く。）をいう。以下同じ。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市契約等に係る受注を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせることのないよう努めなければならない。

2 前項の「実質的に経営に携わる企業」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 議員が資本金又はこれに準ずるものの3分の1以上を出資している企業
- (2) 議員が年額3,000,000円以上の報酬又は顧問料の給付を受けている企業
- (3) 議員がその経営方針に関与している企業

3 議員は、第1項の規定により市契約等に係る受注を辞退するときは、市契約等の辞退届を議長に提出するものとする。

4 議長は、前項の辞退届の提出があったときは、その写しを市長に送付しなければならない。

(政治倫理審査会の設置等)

第6条 政治倫理の確立を図るため、水戸市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員5人で組織し、専門的知識を有する者及び法第18条に規定する選挙権を有する者（以下「選挙人」という。）のうちから、議長が公正を期して委嘱する。

3 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、審査会の委員は、任期満了後において後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

5 審査会の会議は、公開とする。ただし、委員の3分の2以上の同意があるときは、非公開とすることができる。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(審査会の職務)

第7条 審査会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 次条の規定による調査に関すること。
- (2) 第10条第4項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の提出に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、政治倫理の確立を図るため必要と認める事項に関すること。

2 審査会は、前項の職務を行うため関係人の出席を求め、説明又は意見の聴取その他必要な調査をすることができる。

（選挙人の調査請求権）

第8条 選挙人は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、その100人以上の連署をもって、当該事由があることを証する資料（次項において「調査請求書等」という。）を添えて、議長に対し調査の請求をすることができる。

- (1) 第4条に定める政治倫理基準に違反する疑いがあるとき。
- (2) 第5条に定める市契約等に関する遵守事項に違反する疑いがあるとき。

2 議長は、前項の規定による調査の請求があったときは、直ちに、調査請求書等の写しを審査会に提出し、調査を求めなければならない。

3 審査会は、前項の規定により調査を求められたときは、第1項の規定による調査の請求を受けた日から起算して90日以内に、その結果を文書により議長に報告しなければならない。

4 議長は、前項の規定による報告があった日から起算して7日以内に、当該報告に係る文書の写しを当該請求をした選挙人に送付しなければならない。

（調査結果の公表）

第9条 議長は、審査会の調査の結果について、その要旨を広報紙等により速やかに公表しなければならない。

（職務関連犯罪による有罪判決後の説明会）

第10条 議員は、刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条に定める罪その他の職務に関連する犯罪（以下「職務関連犯罪」という。）により有罪判決を受け、その刑が確定していない場合において引き続きその職にとどまろうとするときは、当該判決の日の翌日から起算して30日以内に、議長に対し、市民に対する説明会（以下「説明会」という。）の開催を請求することができる。

2 議長は、前項の規定による請求があったときは、説明会を開催するものとする。この場合において、当該議員は、説明会に出席し、説明をしなければならない。

3 市民は、説明会において、当該議員が行った説明について当該議員に質問することができる。

4 議長は、説明会の開催について、審査会に対し、あらかじめ意見書の提出を求めなければならない。

第11条 選挙人は、前条の規定による説明会が開催されないときは、その100人以上の連署をもって、同条第1項に規定する判決の日の翌日から起算して30日を経過した日以後30日以内に、議長に対し、説明会の開催を請求することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による説明会の開催について準用する。
(辞職)

第12条 議員は、職務関連犯罪に関する刑が確定したときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項の規定に該当することにより失職する場合を除き、市民全体の代表者としての品位及び名誉を守り、並びに市政に対する市民の信頼を回復するため、辞職するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に議員である者に対する第3条の規定の適用については、同条中「議員の任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。